

動物虐待に関する法律

三上正隆（愛知学院大学）

I はじめに

ケース 1) X は、長野県諏訪大社の「蛙狩神事（かわずがりしんじ）」において、神事当日（元旦）、本宮前の御手洗川の氷を砕いて蛙を捕え、その蛙を神前で小弓を以て射通し、矢串のまま供えた¹。

ケース 2) 沖縄県南大東村で野良猫の保護活動をする X は、自宅の元倉庫で猫 38 匹を飼育していた。なお、床は猫の糞尿や毛などが数センチの高さに堆積し、猫の死骸が多数放置されていた²。

※「虐待を受けるおそれがある事態」における行政の対応³（動物愛護管理法 25 条 4 項・5 項）

II 愛護動物虐待等罪の概要

1 総説

(1) 動物愛護管理法 44 条

法 44 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5 年以下の拘禁刑又は 500 万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、①みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、②みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、③自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、④排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること⑤その他の虐待^はを行つた者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

4 前 3 項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いとうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

〔下線・スラッシュ・丸数字、引用者〕

・愛護動物虐待等罪

→愛護動物殺傷罪（法 44 条 1 項）・愛護動物虐待罪（同条 2 項）・愛護動物遺棄罪（同条 3 項）

・愛護動物（同条 4 項）

(2) 検挙事件数

・2025 年中の動物虐待事犯の検挙事件数：172 事件

※前年（2024 年）の検挙事件数（160 事件）より、12 事件増加しており、高水準で推移⁴

¹ 諏訪大社「諏訪大社の神事・行事」<https://www.suwataisha.or.jp/i/gyouji.html>（最終閲覧 2023 年 12 月 8 日）。

² 環境省『令和 4 年度 動物の虐待事例等調査報告書』20 頁参照。

³ 環境省『動物虐待等に関する対応ガイドライン 第 2 版』（令和 7 年 3 月）（以下「環境省ガイドライン」という。）参照。

⁴ 警察庁生活安全局生活経済対策管理官「令和 7 年における生活経済事犯の検挙状況等について」（2026 年 3 月）32 頁。

2 犯罪類型

(1) 愛護動物殺傷罪

- ・ 令和元年改正
 - 法定刑の引上げ（→5 年以下の拘禁刑又は 500 万円以下の罰金）
 - ※法定刑引上げの理由：①抑止効果の向上，②警察対応の強化
 - 同改正により，本罪は器物損壊罪（3 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金若しくは科料）よりも重大な犯罪となった
- ・ 「みだりに」
 - = 「正当な理由なく」
 - = 「正当な目的がない，又は正当な目的があったとしても手段として社会的に相当でないこと」⁵
 - ※ 「みだりに」 該当性が問題となる事案
 - 家畜伝染病予防法等に基づく殺処分，獣医療行為，動物実験，宗教的行為及び屠殺等

(2) 愛護動物虐待罪

- ・ 「虐待」
 - = 愛護動物に対して 「不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱をすること」⁶

(3) 愛護動物遺棄罪

- ・ 「遺棄」
 - = 「…愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に離隔することにより，当該愛護動物の『生命・身体を危険にさらす行為』」⁷⁸
 - 「遺棄」 ≠ 終生飼養義務（法 7 条 4 項）違反

法 7 条 4 項 動物の所有者は，その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で，できる限り，当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

3 行為客体

- ・ 動物虐待等罪の行為客体は，全ての動物ではなく，「愛護動物」に限定されている
 - 理由）「動物の中には害虫をはじめとして主として駆除等の対象となるものもあり，限定なしに動物を対象とすることは適切でない」⁹

※純粋な野生状態の下にある動物（野生動物）は動物愛護管理法の対象とはならない¹⁰

- ・ 「愛護動物」の定義（法 44 条 4 項）
 - ・ 1 号動物
 - 「牛，馬，豚，めん羊，山羊，犬，猫，いえうさぎ，鶏，いえばと及びあひる」
 - ・ 2 号動物
 - 「前号に掲げるものを除くほか，人が占有している動物で哺乳類，鳥類又は爬虫類に属するもの」

⁵ 環境省ガイドライン 26 頁。

⁶ 「動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 1 項に規定する『虐待』の解釈について（回答）（平成元年 4 月 13 日総管第 147 号）」。環境省ガイドライン 21 頁参照。

⁷ 環境省ガイドライン 28-29 頁。

⁸ なお，「飼養されている愛護動物」は，「一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから，移転又は置き去りにされて場所的に離隔された時点では健康な状態にある愛護動物であっても，離隔された場所の状況に関わらず，生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる」（環境省ガイドライン 29 頁，下線引用者）とされている。

⁹ 動物愛護管理法令研究会編『改正動物愛護管理法―解説と法令・資料―』（青林書院，2001 年）123 頁。

¹⁰ 環境省ガイドライン 4・13 頁。

4 保護法益

(1) 動物の利益

→動物の生命・身体等，動物自身が有する利益それ自体

批判) 動物愛護管理法の目的（法 1 条）に合致していない

動物愛護管理法1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

〔下線、引用者〕

(2) 動物愛護の良俗

→「動物愛護の良俗」という社会的法益

理由) 動物愛護管理法の目的（法 1 条）

III 愛護動物虐待等罪の成否の判断

1 判断のポイント

- ・愛護動物虐待等罪の成否は、最終的には裁判所（司法）が判断することである
 - 同罪の成否について最終的な結論を出す必要はない
 - 検討の結果、当該事案が同罪の要件に該当する可能性が高いと思慮されるときには、警察に相談・通報し、迅速に情報を共有することになる（行政）¹¹

法 41 条の 2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

- ・各犯罪類型の要件に沿って検討する→要件に該当する事実を意識する
- ・要件に該当する事実の存在を証明するための証拠を残す→法獣医学
 - ※証拠裁判主義：「事実の認定は、証拠による。」（刑事訴訟法 317 条）

2 2つのケースの検討

①「愛護動物」に該当するか？

ケース 1) →神事当日（元旦），本宮前の御手洗川の氷を砕いて捕えた蛙

ケース 2) →飼育する猫 38 匹

↓

②「虐待」（法 44 条 2 項）に該当するか？

愛護動物に対し、

①みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、

②みだりに、

給餌若しくは給水をやめ、

酷使し、

その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は

飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管すること

により衰弱させること、

③自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、

④排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、

又は保管すること

⑤その他の虐待

を行つた者

・例示行為該当性を判断

ケース 2)

→自宅の元倉庫で猫 38 匹を飼育していた。床は猫の糞尿や毛などが数センチの高さに堆積し、猫の死骸が多数放置されていた。

・上記④に該当するか？

¹¹ 環境省ガイドライン 6 頁。

- ・上記②に該当するか？
 - 「行為」・「結果（衰弱）」・「みだりに」の 3 つの要素に分けて、各要素を充足する事実が存在するかを獣医学的評価等¹²により判断する
 - 例）ボディコンディションスコア（BCS）を用いた「衰弱」の判断

「南大東村では 13 年頃に猫が引つかいたりしてかかる『猫引っかき病』に村民が少なくとも 3 人感染。一命を取り留めたものの本島に救急搬送された例もあった。村は再発防止を掲げ、条例を制定した。村は 9 月に『南大東村飼い猫の適正な飼養および管理に関する条例』に基づき立ち入り調査を実施。環境の改善を勧告したが是正されず、那覇署に通報した。／2022 年 12 月 2 日、那覇署は女性を那覇地検へ送致した。／2022 年 12 月 22 日、那覇区検は動物愛護管理法違反（虐待）の罪で女性を略式起訴した。那覇簡裁は同日、罰金 10 万円の略式命令を出した」¹³

ケース 3) ケース 1) の事案で、仮に神前で小弓を以て射通し、矢串のまま供えられる動物が、諏訪大社が本神事のために飼育してきたトカゲであった場合、愛護動物殺害罪（法 44 条 1 項）は成立するか？

IV おわりに

- ・まとめ
 - ・愛護動物虐待等罪の概要
 - ・動物虐待等事案に対する対応
 - ・各犯罪類型の要件に沿った検討→各要件に該当する事実を意識
 - ・要件に該当する事実の存在を証明するための証拠を残す
- ・根本的な解決を視野に入れる
 - ・「困った人は困っている人」
 - 人を救い、動物を救う
 - 例）多頭飼育崩壊¹⁴

【参考文献】

- ・脚注に記載した文献のほか、
 - ・青木人志『日本の動物法 第 2 版』（東京大学出版会、2016 年）
 - ・動物愛護管理法令研究会編著『改訂版 動物愛護管理業務必携』（大成出版社、2016 年）
 - ・三上正隆「愛護動物虐待等罪の概説」警察学論集 73 巻 12 号（2020 年）37 頁

¹² 獣医学的評価の仕方については、環境省ガイドライン 79 頁以下参照。

¹³ 環境省・前掲注 2) 20 頁。

¹⁴ 環境省「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」参照。